

第3期

守山市教育行政大綱

令和6年4月
守山市・守山市教育委員会

目 次

第1章 大綱の策定について

1 趣 旨	1
2 位置づけ	1
3 関連計画との整理	2
4 期 間	2
5 計画の進捗管理	2

第2章 守山市のめざす教育について

1 基本理念	3
2 構成	3
3 基本理念の実現に向けた3つの柱	5

第3章 基本施策の推進について

柱1 しなやかに生きる力を育む

基本施策1 しなやかに生きる力の育成	10
基本施策2 将来にわたって活用できる知性と教養の獲得	11
基本施策3 「気づき・考え・実行する」ための教育の推進	12

柱2 学びを豊かに支える

基本施策1 教職員・保育者の資質能力の向上	14
基本施策2 学校園、家庭、地域がともに歩むための社会教育の充実	15
基本施策3 守山の豊かな地域資源の活用	16

柱3 学ぶ環境を整える

基本施策1 誰もが社会の担い手となるための学びの充実	18
基本施策2 安全・安心に生き抜くための学びの支援	19
基本施策3 時代の変容に即した学びの推進	20

参考資料

データ集	23
用語集	32
関係法令条文抜粋	38

第1章 大綱の策定について

1 趣 旨

本市では、令和元年7月に「第2期守山市教育行政大綱」（令和元(2019)年度～令和5(2023)年度）を策定し、「大地に根を張り、心豊かにたくましく生き抜く人づくり～ふるさとを愛し、未来に実を結ぶ守山の教育」を基本理念として、教育行政を推進してきました。具体的には、3つの柱である柱1「子どもの「生きる力」を育む」、柱2「こどもの育ちを支える学校園の教育環境を整える」、柱3「すべての人が学び、生き生きと暮らせる地域社会を創る」のもと、教育施策を総合的に推進し、子どもが人として伸びていく根っこを養い、大地に深く根を下ろし、心豊かで自らの人生を生き抜く力の育成を進めてきました。

今後、DX（デジタルトランスフォーメーション）^{※1}などの技術革新が進み、さらに新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域において広がることが予測されるため、様々な事象が広範囲かつ複雑に伝搬し、社会の変化を正確に予測することがますます難しくなっています。

特に、世界で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）^{※2}の拡大により、生活環境が大きく変化し、様々な活動が制限され、人間関係の構築や集団で学ぶことの大切さを再認識しました。

このような予測困難な時代にあっては、変化に柔軟に対応し、課題を解決に導く力が一層必要であり、それぞれの置かれている状況にかかわらず、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現に向けて、教育の果たす役割は、さらに大きくなっていくと思われます。

「第3期守山市教育行政大綱（以下「大綱」という。）」では、大地に根を張り、成長した木々の枝葉が、様々な試練を乗り越え、成長するイメージを持ち、すべての人がともに学び支え合い、「心豊かで、しなやかに生き抜く人づくり」を基本理念としています。

なお、「しなやかさ」には、時代の変化を敏感に捉え、柔軟に対応できる人となるために、必要な力を備える教育を展開していくという思いが込められています。

2 位置づけ

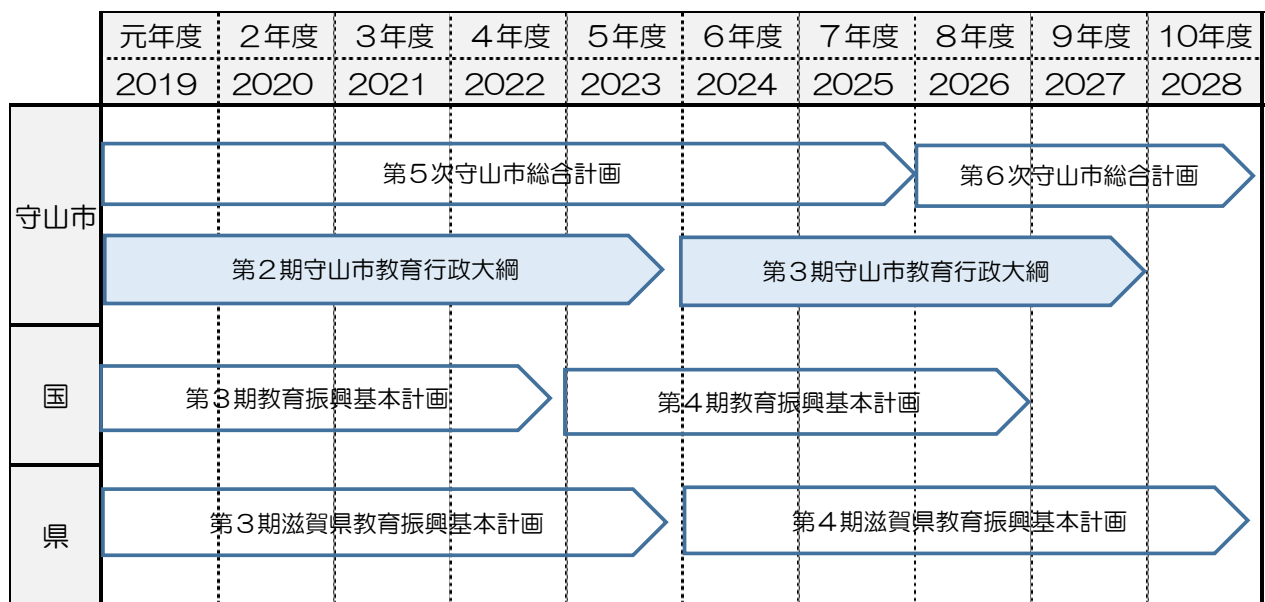
大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、本市の教育がめざす基本的な方向や今後推進すべき施策を明らかにするもので、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、政府が策定する教育振興に関する施策についての基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

3 関連計画との整理

大綱は、国および滋賀県において策定されている計画(下記参照)を踏まえ策定するとともに、子どもが心豊かでしなやかに(柔らかさと剛健さを併せ持ち、流れにあわせて、自分らしさをしっかり持って)育つ教育の充実を図り、「すべての人がともに学び支え合う」社会を目指して策定するものとします。

＜関連する計画＞

- 国の教育振興基本計画
- 滋賀県教育振興基本計画
- 守山市総合計画



4 期間

期間は、令和6年度から令和9年度までの4か年とします。

5 計画の進捗管理

本大綱に定める期間の最終年度に取組の検証を行い、その結果を次期大綱に反映します。

また、基本施策については、取組状況および成果・課題を把握するため、毎年点検・評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 守山市のめざす教育について

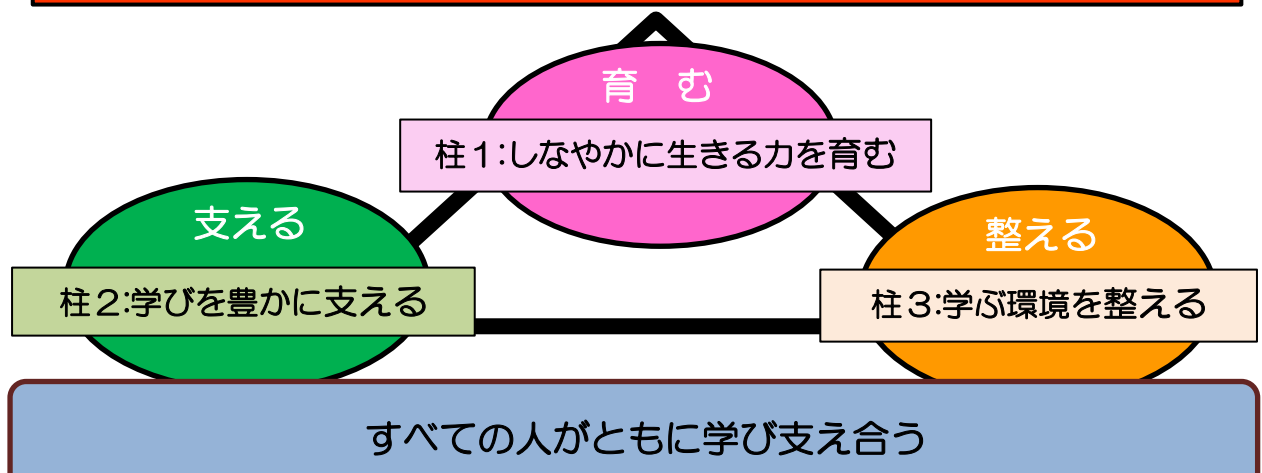
1 基本理念

心豊かで、しなやかに生き抜く人づくり

本市の未来を担う子どもたちに、学校園や家庭、本市の豊かな恵み、地域との関わり合いを通して、これからの予測困難な時代を生き抜くための力を養う教育を進めていく必要があります。

このような時代においては、地域社会全体が子どもの教育に関わり、「すべての人がともに学び支え合う」ことで、基本理念の実現に向けた教育を推進します。

基本理念：心豊かで、しなやかに生き抜く人づくり



2 構成

大綱の構成は、基本理念とそれに基づく3つの柱、基本施策の3段階とします。

基本理念は、本市が目標とする教育の方向性を示したものであり、基本理念に掲げた教育を実現するための3つの柱とそれに沿った具体的な取組内容を基本施策で示しています。

基本理念

心豊かで、しなやかに生き抜く人づくり

※お互いの価値観を大切にしつつ、変化に柔軟に対応できる人づくりを目指す。

柱1

しなやかに生きる力を育む

基本施策

- (1) しなやかに生きる力の育成
- (2) 将来にわたって活用できる知性と教養の獲得
- (3) 「気づき・考え・実行する」ための教育の推進



柱2

学びを豊かに支える

基本施策

- (1) 教職員・保育者の資質能力の向上
- (2) 学校園、家庭、地域がともに歩むための社会教育の充実
- (3) 守山の豊かな地域資源の活用



柱3

学ぶ環境を整える

基本施策

- (1) 誰もが社会の担い手となるための学びの取組
- (2) 安全・安心に生き抜くための学びの支援
- (3) 時代の変容に即した学びの推進



すべての人がともに学び支え合う

守山市教育行政大綱におけるSDGsの取組



SDGs: 平成 27 年 9 月に国際連合において採択された「誰一人取り残さない」理念として、令和 12 年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標（17 のゴールと 169 のターゲット）

3 基本理念の実現に向けた3つの柱

柱1

しなやかに生きる力を育む

第1に、しなやかに「生きる力」を育むための教育を推進します。

グローバル化やDX（デジタルトランスフォーメーション）が進展する社会の中で、子どもたちがしなやかに生き抜くための力を育み、最後までやり抜く人材を育てます。

新型コロナウイルス感染症の拡大や急速な技術革新などにより、子どもたちの教育環境は大きく変化し、様々な教育課題が顕在化しています。そうしたことから、様々な知識や技能を習得し、仲間とのふれあいを通して、社会性を身に付け、豊かな情操を育む魅力ある学校づくりを進めます。とりわけ、不登校児童生徒数の顕著な増加が課題となる中、児童生徒に寄り添った不登校対策に取り組み、将来にわたり、すべての人が充実した人生を送れるようウェルビーイング^{※3}の向上を目指した教育を推進します。

また、発達特性^{※4}や特別支援教育に対する関心が高まる中、一人ひとりの資質や能力を育み、適切な支援を行います。

第2に、将来にわたって活用できる知性と教養の獲得を図ります。「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」（知・徳・体）を充実させ、子どもたちの生きる力を育みます。

「確かな学力」としては、基本的な知識・技能の確実な習得、探求的な学び力の育成を推進します。「豊かな心」としては、子どもの思いや願い・感動体験を尊重し、自尊感情^{※5}を高め、自他を尊重する気持ちや人間関係を築く力などの人格の根幹を形成し、幸せを実感できる豊かな情操を養います。「健やかな体」としては、スマートフォンやゲームの普及、新型コロナウイルス感染症の影響により、室内での生活が増えているため、外遊びや運動、スポーツに親しみ、生涯にわたって健康を保持できるよう運動習慣の促進を目指します。

第3に、「気づき・考え・実行する」ための教育を推進します。

守山市は、青少年赤十字^{※6}の発祥の地であり、子どもたちが、これからの予測不可能な時代を主体的に生き抜くために、子どもたち自身が課題を発見し、解決するために考え、実行する教育・保育の充実を図ります。

新型コロナウイルス感染症の影響は、体験活動の大切さを再認識する機会となりました。そのため、自然体験や地域と連携した活動、社会体験や職場体験などにより、地域への愛着、自然や人を愛する思いやりのある心を育みます。また、集団活動を通して、人間関係の構築や集団生活をより良く形成する力を養うため、特別活動^{※7}を推進します。

さらに、道徳教育や人権教育を通して、人権意識を高め、いじめを許さない精神や態度を育てるとともに、あらゆる差別の解消に取り組みます。

第1に、子どもたちにより良い教育環境を確保するため、教職員・保育者の資質能力向上を図ります。

教育現場では、若手教職員・保育者が増加しており、子どもたちの確かな学力を確保するため、研修やOJT^{※8}を通して、教職員・保育者の指導力向上を図るとともに、守山市独自の授業モデルである守山式授業ベーシックステップ^{※9}を活用して、主体的に学びを作り出す、質の高い授業を目指します。

また、教職員・保育者が子どもたちと信頼関係を築き、子どもの異変に素早く対応できる資質の向上に努め、相談しやすい体制を整えます。

さらに、子どもたちが笑顔で学校園生活を送れるよう教職員・保育者がいきいきと働き、子どもたちと向き合う時間を確保できるよう、働きやすい職場環境の整備を進め、ワーク・ライフ・バランス^{※※10}の確保を図ります。

今後も社会環境の大きな変化により、子どもたちの教育にも影響することが予測され、特に教育環境が大きく変化する時期に生じる小1プロブレム^{※11}や中1ギャップ^{※12}に対応するため、保育園・こども園・幼稚園、小学校、中学校（校種間）の円滑な接続^{※13}により、子どもの健全な育成を図ります。

第2に、学校園、家庭、地域がともに歩むための社会教育の充実を図ります。

将来を担う子どもたちに、地域資源の継承を図り、地域を愛する心を育みます。

現在、地域の関係性は、近年の社会構造の変化や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、希薄な状況となっていることに加え、地域人材の不足や高齢化という課題に直面しています。

学校園と地域が子どもたちへの教育を通して関わり合い、しっかりと連携する中、相互の学び合いを高め、社会とつながる教育を推進します。

また、社会の急速な変化や将来の予測が困難な時代において、家庭・保護者における教育への価値観が多様化していることから、学校園での学びの重要性が伝わる教育現場にするとともに、家庭における教育の大切さを保護者に発信します。

さらに、国により、教職員の働き方改革と部活動の両立につなげるため、部活動の地域移行^{※14}に向けた方針が公表されました。このような中、外部指導に携わる適切な人材の確保や指導者への報酬などの保護者負担の発生などの課題とともに、専門的な指導を受けられることや部活動には無い新しい競技への選択肢が増えるなどの期待も含め、子どもたちにとって、より良い環境となるよう調査・研究を行います。

第3に、守山の豊かな地域資源を活用した教育を促進します。

本市は、恵まれた自然とともに人や施設など豊かな地域資源があり、それらを有効に活用し、全ての人の学びの機会拡充を図ります。

また、もりやま青年団^{※15}などの若い世代や地域にある豊富な人的資源を活かし、学校園・地域と連携した活動や自然を活かした体験活動を実施することで、子どもとともに成長できるよう支援します。

さらに、施設を活用した取組として、図書館においては、学びの基本となる読書活動を推進し、本を通じた人とのつながりを目指し、文化財においては、市内各地に受け継がれている文化財の価値を理解するとともに、歴史を愛する心を醸成します。

文化・芸術の振興においては、本物に触れる体験や思いを表現できる場を提供し、スポーツの振興においては、気軽にスポーツに親しみ、健康で生きがいのある生活を営むことができる環境づくりに取り組みます。

第1に、誰もが社会の担い手となるための学びの充実を図ります。

これからの社会においては、変化に柔軟な対応や課題を解決する力が求められます。

このような社会を生き抜くため、子どもたちが将来に向けて、社会的に自立して成長できるようキャリア教育^{※16}を推進します。

また、地球温暖化の影響など、わたしたちを取り巻く環境は大きく変化しており、環境に対する意識の重要性はますます高まっています。このことから、琵琶湖や野洲川、ホテルの生息など、本市の恵まれた自然環境を活かした環境学習を進め、持続可能な社会への意識の向上、いのちの大切さの学びにつなげます。

さらに、近年、環境変化による突発的な災害による被害の拡大が懸念されています。自らが危険な状況を予測し、回避できる自助の力と周囲に目を向け、手助けができる共助の精神を育むため、防災教育に取り組みます。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵攻が世界の平和を脅かしました。今後、グローバル社会の進展に伴い、改めて、郷土や我が国を愛する心を育成するとともに、他国を敬い、自分が生まれた国の歴史と伝統、文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する姿勢を育みます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現金に代わる電子マネーが普及し、インターネットによる詐欺事件も発生していることから、消費者教育^{※17}の展開を図ります。

第2に、安全・安心に生き抜くための学びを支援します。

これからの社会を生き抜くため、子どもの自己肯定感の醸成やいのちの大切さを学ぶ教育を推進し、子どもの立ち直る力（レジリエンス）^{※18}の強化を図ります。

まず、教職員・保育者は、子どもの身近な存在であることから、子どもの変化を見逃さず、いじめや虐待問題への適切な対応や支援が行える体制づくりを推進します。こどもの育ちを支える「保健」「福祉」「教育」の各分野と連携を図り、妊娠前から学齢期にわたる子どもの成長に合わせた切れ目のない親子の育ち、子どもの健全な成長を支える「こどもの育ち連携^{※19}」に取り組みます。

また、家庭は、基本的な生活習慣を形成し、子どもが健全に成長するための基盤です。家庭環境に関わらず、誰一人取り残すことなく、等しく教育が受けられるよう支援を行います。

さらに、社会全体にスマートフォンが普及し、大人が把握できない状況の中、子どもたちが気軽にインターネットの利用やSNS^{※20}を通じて、多くの人たちと交流できる環境となっており、子どもたちが、SNSなどを通じた犯罪の被害者にも加害者にもならないよう情報モラルの向上を図ります。また、長時間のテレビゲームやスマートフォンの使用により、視力や集中力の低下、

脳機能への影響が危惧されており、子どもや保護者に対して、家庭での適正な使用に向けた啓発を行います。

加えて、近年、ChatGPT^{※21}やICT^{※22}などの新しい技術が開発されており、それぞれの技術がもたらす問題点を調査研究する中で、効果的に教育に取り入れるとともに、子どもの適切な使用に向けた意識化を図っていく必要があります。

今後も、子どもたちが安心して、学校園で教育・保育を受けることができるよう、施設の修繕等を実施するとともに、登下校・登降園時の危険を回避できるよう子どもたちの意識の醸成を図ります。

第3に、時代の変容に即した学びの推進を図ります。

目指すべき未来社会像として、安全・安心の確保とともに、一人ひとりが多様な幸せを実現できる人間中心の社会、Society5.0（超スマート社会）^{※23}においては、社会の持続的な発展を生み出す人材の育成が求められます。

今後、デジタル化が進み、複雑化、多様化することが予測される社会を生き抜くため、実社会との関わりを通じたSTEAM教育^{※24}などの教科横断的な学習を目指すとともに、ICTを効果的に活用した授業を展開します。

また、急速にグローバル化が進んでいる社会に対応できるよう、英語教育の充実を図るとともに、日本文化の継承、国際社会への理解を推進するための教育を進めます。

第3章 基本施策の推進について

本市がめざす教育を実現するために、次の3つの柱に沿って、それぞれ、具体的な取組を実施します。

柱1

しなやかに生きる力を育む

基本施策1 しなやかに生きる力の育成

技術革新や新型コロナウイルス感染症により、社会や家庭、子どもたちの生活環境が、大きく変化する中、行き渋りや別室対応、不登校が増加している状況となっています。そうしたことから、不登校対策を大きな課題としてとらえ、まずは魅力ある学校となるよう取り組むとともに、国の不登校対策『COCOLOプラン』を踏まえ、児童生徒に寄り添った不登校対策を推進します。

ついでに、教職員の資質向上を図るとともに、学校がどの子どもたちにとっても自己存在感を感じられ、安心して過ごせる居場所となるよう努めます。また、学校内に校内教育支援センター（SSR）^{※25}を設置し、やすらぎ支援相談員^{※26}などを適切に配置します。加えて、不登校の予防に向けた対策や子どもの社会的自立を促進するため、教育支援センター（くすのき教室等）の機能を拡充します。これら不登校対策は、行政、学校、家庭、地域社会、フリースクール等が、相互に理解や連携をしながら取組を進めます。

さらに、関係機関との連携を通して、特別支援教育に対する教職員・保育者や保護者の知識・理解の向上を図るとともに、個別支援計画^{※27}の作成と活用を進めます。加えて、すべての人がともに学び支え合うインクルーシブ教育^{※28}システムの構築を展開します。

グローバル化や技術革新が進み、文化的・社会的背景、個人の状況によって、多様な形のウェルビーイングが求められる時代であり、それぞれの世代に応じた学習機会を提供します。

【具体的な取組】

① 不登校対策

- 魅力ある学校づくりの推進
- 不登校支援体制の充実（教育支援センターの充実・教職員の資質向上）
- 別室指導の充実（校内教育支援センター（SSR）の設置）
- こども家庭センターおよび発達支援センターとの連携

② 社会的自立への支援

- 学校園・家庭・地域・関係機関が連携・協働した子どもの成長の支援
- 一人ひとりの子どもの悩みや不安に対応する支援体制の構築
- 学校をはじめとした児童生徒の居場所づくりの構築

③ 特別支援教育の推進

- 子どもの理解をすすめて、保護者と連携して作成した個別支援計画を十分に活用した、切れ

目ない指導・支援の向上

○学校教育課・保育幼稚園課・発達支援課の専門員などを効果的に活用した教職員・保育者への訪問指導

○学校園関係職員・支援者・保護者などを対象とした特別支援教育についての研修の推進

④ インクルーシブ教育システムの構築

○ユニバーサルデザインをもとにした分かりやすい保育・授業づくり

○多様な学びの場としての教育環境の整備（特別支援担当^{※29}・いきいき支援員^{※30}など）

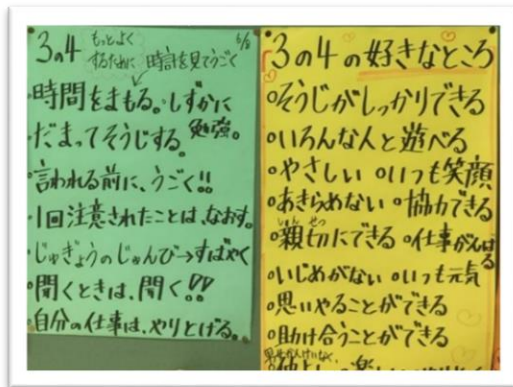
○学びの場の柔軟な選択ができるよう、保護者への適切な情報提供と就学相談の充実

⑤ 自尊感情・ウェルビーイングの向上

○子どもの考えたプロセスなどを肯定的に捉え認める指導の充実

○家族間での信頼関係を築く大切さの啓発

○それぞれの世代に応じた学ぶ喜びを感じることができる学習機会の提供



自尊感情の向上



学級活動

基本施策2 将来にわたって活用できる知性と教養の獲得

就学前から遊びを通して、子どもたちの自ら学ぶ意欲を育むとともに、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有し、子ども自身の課題を解決する力、最後までやり抜く力、協働して取り組む力など確かな学力の育成を図ります。

また、近年、スマートフォンやテレビゲームの普及などにより、室内での遊びが増えたことから、外遊びが減少し、体力不足が懸念されます。そのため、子どもたちに外遊びや運動、スポーツの楽しさを伝え、体育の授業や部活動などを通して、体力やコミュニケーション力の向上を図ります。

【具体的な取組】

① 生きて働く知識・技能の習得

○「守山市保育園 認定こども園 幼稚園 幼児教育・保育カリキュラム」^{※31}による共通した幼児教育の推進

- 適切な環境の中での直接的・具体的な体験を通じた保育・教育の充実
- つまずきの早期発見や反復練習による基礎的・基本的な知識や技能の定着

② 自ら学ぶ力の育成

- 子ども一人ひとりが主体的に取り組む保育・教育の展開
- くり返し考え、試すことができる環境や時間の保障
- 子ども一人ひとりが安心して自己表現できる受容的な保育者・教育者の関わり
- 日常の疑問から始まる主体的な探求型学習の充実
- コミュニケーション能力の育成による対話的で深い学び
- ノートなどを活用して、書いてまとめる中での思考力・判断力・表現力の育成

③ 体力向上策（外遊びなど）の推進、部活動の充実

- 幼児期における健康で安全な生活習慣の定着と運動機能を高める取組の推進
- 登降園や園外保育での「歩く」機会の充実と保護者啓発
- 子どもの発達に応じた運動遊びの実践
- 外遊びなどに親しむ資質・能力の育成
- 「健やかタイム^{※32}」（小学校）や体育科の学習時間を活用した体力づくりの推進
- 生徒が自主的・主体的に取り組む部活動の充実



幼児教育



体力づくり

基本施策3 「気づき、考え、実行する」ための教育の推進

守山市は、青少年赤十字の発祥の地であることから、赤十字行動目標にある精神を活かし、子どもたち自身が課題を発見し、解決するために考え、実行する教育・保育の充実を図ります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、体験活動の大切さを再認識する機会となったことから、自然体験や地域と連携した社会体験などを充実させることにより、地域への愛着、自然や人を愛する思いやりのある心を育みます。また、集団活動を通して、人間関係の構築や集団生活をより良く形成する力を養うため、特別活動を推進します。

さらに、教職員・保育者が、子どもの発達段階に合わせた心に響く道徳教育を通して、いじめの防止を図ります。すべての人が人権教育を通して、人権意識を高め、差別の解消に取り組

む態度を育み、主体的に多様な他者とつながっていけるよう取り組みます。

加えて、すべての人が食事を通して、健康管理への意識向上や食文化への理解を図るなどの「食育」を推進します。

【具体的な取組】

① 自然体験活動、社会体験活動の実施

- 四季折々の自然に触れ、身近な動植物と関わる保育・教育の充実
- 地域と連携し、郷土に親しみ、郷土に学ぶ特色ある学習の推進
- 地域の人々などと子どもの交流活動を取り入れた社会体験活動の推進

② 「特別活動」の推進

- 話し合い活動を中心にした学級活動、児童・生徒会活動、クラブ・部活動、学校行事などによる自主的、自治的な実践活動の充実

③ 「道徳教育」の推進

- 道徳科における「考え、議論する」視点からの授業改善
- いじめを許さない「道徳教育」の推進
- 研修会や授業研究会の実施による「道徳教育」の充実

④ 人権教育・人権啓発の推進

- 各校園の現状に応じた人権保育・教育推進計画の作成および推進
- 教職員・保育者の指導力の向上をめざした研修の充実
- いじめや差別を許さない認め合い支え合う集団づくりの推進
- 多様な人権課題について、正しく理解するための教育・啓発活動の充実

⑤ 食育の推進

- 幼児期の栽培活動から食へつなぐ体験の実施
- 食べ物や食べることへの興味関心を広げる取組
- 自校方式による温かくておいしい小中一貫での学校給食を通じた食育の推進
- 体のことを考えたバランスのよい食生活を通じた食への興味・関心の向上
- 地場産の農産物などを食することによる、生産者への感謝と地域への愛着の醸成



社会体験活動



学校給食

基本施策1 教職員・保育者の資質能力の向上

教育・保育現場では、経験が浅い若手教職員・保育者が増加しており、充実した研修、OJTの取組、教員支援アドバイザー^{※33}などの指導により、優れた指導技術の継承を基に資質能力の向上を図ります。また、経験に応じた研修を行い、ミドルリーダーを育成するとともに、質の高い保育・授業づくりを展開します。

また、日頃の教育現場の中で、教職員・保育者がしっかり寄り添う中で、子どもたちと教職員・保育者が信頼関係を深め、子どもたちへの適切な指導や支援を行います。

さらに、教育環境の変化に子どもたちが柔軟に対応できるよう、保こ幼小中の円滑な接続を図ります。

加えて、複雑化・多様化する教育現場では、教職員・保育者の長時間勤務が生じ、心身の健康が損なわれ、教育・保育の質が低下するおそれがあります。

このことから、教職員や保育者が専門性を発揮することができるよう業務を見極め、問題や課題への組織的な対応や職員同士が助け合える関係づくりを通して、業務量の削減を図り、ワーク・ライフ・バランスの確保を図ります。

【具体的な取組】

- ① 教職員・保育者の指導力育成
 - 専門性を開発し、資質能力を高める校内外研究の充実、OJT 活動の推進
 - 教育・保育指導員^{※34}・教員支援アドバイザーなどの派遣による指導力の継承
 - 経験や職務に応じた能力開発研修（若手・中堅・管理職研修、臨時講師研修、各種専門職・専門分野研修など）の推進
- ② 守山式授業ベーシックステップの推進
 - 「め・た・ふ」（めあて、探究・追究、ふり返り）を位置づけた授業による子どもの学ぶ力の向上
 - 単元を通して、「ふ・た・め」（ふり返り、探究・追究、めあて）を意識した教職員の授業改善
- ③ 校種間の円滑な接続
 - 幼児教育と小学校教育における「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）^{※35}」の理解
 - 一人ひとりの学びをつなぐ『架け橋プログラム^{※36}』の推進
 - 小中学校間の連携を深めるための小学校高学年の教科担任制による授業の推進
 - 中学校区における小中連携や異校種交流による授業研究、指導向上研修の推進
- ④ ワーク・ライフ・バランスを確保するための教職員・保育者の働き方改革の推進
 - 業務の見極め、会議の精選、情報の共有化などによる教職員・保育者の意識改革

○校務支援ソフトなどの ICT 利活用による業務の適正化

OSC^{※37}・SSW^{※38}・スクールロイヤー^{※39}・警察・関係機関などとの連携強化による教職員・保育者の負担軽減



守山式授業ベーシックステップの推進



教職員研修

基本施策2 学校園、家庭、地域がともに歩むための社会教育の充実

近年、地域のつながりの希薄化や家庭環境の多様化、保護者の教育に対する価値観が変容しています。このことから、身近な施設である公民館を中心に、地域の人材を発掘し、学校園教育への参加を進めるとともに、子どもの行事やボランティア活動など、相互の交流を通じた地域とのつながりを深めていきます。

また、PTA^{※40}活動では、保護者の活動へのニーズの変容を踏まえ、改めて活動意義の再認識を図る中、学校園、家庭、地域の相互交流や連携を図り、子どもたちが健全に成長できる環境づくりに取り組みます。

さらに、部活動は、仲間との活動を通して、責任感や連帯感の育成など、多面的な教育効果が期待できる貴重な機会です。そのため、地域への移行については、十分な議論を通して、持続可能なより良い環境づくりとなるよう検討し、教職員の働き方改革や地域連携も踏まえ、持続可能なより良い活動になるよう検討していきます。

【具体的な取組】

① 社会教育・生涯学習の充実

○歴史・文化・科学講座などの魅力的な学びの情報の充実

○地域教育学級や自主教室など公民館を中心とした、仲間とともに学ぶ楽しさが実感できる居場所づくり

○社会教育を充実する中での地域人材の育成

② 地域とともに取り組む学習の推進

○地域と学校園の相互交流を活かした地域学校園協働活動の展開

- 多世代が交流できる学びの機会の充実
- ③ 学校園と保護者の連携力向上
 - これからの時代のニーズに応じた、充実を感じられるPTA活動の推進
 - 学校園教育と家庭教育の関係性を重視する中での健全な子どもの育成
- ④ 部活動の地域移行の調査研究
 - 地域の実態や今後の方向性に合わせた部活動のあり方検討



地域との連携



社会教育（スマホ教室）

基本施策3 守山の豊かな地域資源の活用

本市は、自然とともに人や施設など豊かな地域資源があり、それらを有効に活用し、学びの機会の拡充を図ります。

守山市の強みである青年団をはじめとした各種社会教育団体などが、学校園や地域と連携した活動、自然を活かした体験活動などを実施し、子どもとともに高め合うことができるよう支援していきます。

文化・芸術活動については、誰もが豊かな文化芸術を鑑賞し親しめる機会を多く提供することや、世代を超えた多様な市民が、自らの創意を高め発表する場を充実させることで、市民の芸術に対する関心・意欲を創出します。

スポーツ活動については、全ての人が、生涯にわたり気軽にスポーツに親しみ、健康づくり・体力づくりに取り組む意識の醸成を図ります。

図書館については、家庭や学校園、地域と連携し、読書活動の啓発に取り組みます。また、市立図書館と市立北部図書館が連携し、豊富で多種多様な資料の提供や講座、図書館サポート隊との協働イベント、ブックトークや読み聞かせなどを通して、本との出会いや本に親しむきっかけづくりを図り、「読書日本一のまちづくり」に取り組みます。

文化財の活用では、建築物や仏像などの有形文化財、祭礼などの無形民俗文化財、埋蔵文化財などの貴重な歴史遺産を教材とした体験事業を通して、文化財に親しみ、郷土への愛着・誇りを育みます。

【具体的な取組】

① 人・自然・びわ湖(青年活動^{※41}、野洲川、ホタルなど)の活用

- 地域に根差した「もりやま青年団」を核とした若者の活発な社会参画の推進
- 社会教育関係団体と連携した青少年健全育成の推進
- びわ湖や野洲川、ホタルなどの自然の魅力を活かしたふるさとを愛する心の育成

② 文化・芸術活動の振興

- 質の高い魅力的な文化・芸術に、誰もが気軽に接し、楽しめる機会の提供
- 小中音楽会や守山市美術展覧会など、市民が文化芸術を発表する場の充実
- 守山市民ホールを核とした文化芸術の拡充

③ スポーツ活動の推進

- スポーツイベントの開催や体育施設の開放などを通じたスポーツに親しむ機会の提供
- 国スポ・障スポ大会の開催を契機としたスポーツに親しむ市民の増加
- 指導者研修会やスポーツ体験教室などを通じた指導者・競技者の育成
- ホームページやSNSなどを活用したスポーツに関する情報発信の充実

④ 図書館の活用

- 図書館、北部図書館の連携による市全体の読書環境の充実
- 園や学校、地域などと連携した読書活動の推進
- 多目的室などを活用した市民主催のイベントの場の提供や図書館主催、関係機関と連携したイベント開催による市民と図書館とのつながり強化
- 本と人をつなぎ居心地の良い図書館とするための司書の資質向上

⑤ 文化財の活用

- 学校園現場における地域の文化財を教材とする体験学習の推進
- 国指定史跡の伊勢・下之郷遺跡などの歴史的資産を基調とした各種事業の展開
- 市内文化財をつなぐ周遊ネットワークを活用した魅力発信



もりやま青年団の活動



本の読み聞かせ(図書館)

基本施策1 誰もが社会の担い手となるための学びの取組

子どもをはじめとした市民の未来の生活を守るため、世界的な課題である環境問題に対する意識の醸成を図るとともに、環境変化による突発的な災害から、自らのちを守るための教育を推進します。

また、ロシアのウクライナ侵攻により、改めて平和の大切さを実感したところであり、日本の歴史や世界の情勢を学ぶ中、国際社会の平和と発展に寄与する態度を育成します。

さらに、子どもたちが社会的に自立して成長できるようキャリア教育に取り組むとともに、市民の誰もが学び直しをすることで、スキルアップやキャリアアップを図り、豊かな人生を送ることができるよう支援します。

加えて、電子マネーの普及やインターネットによる詐欺被害などにより、正しいお金の管理の仕方や適切な金銭感覚が求められていることから、消費者教育の展開を図ります。

【具体的な取組】

① 環境学習の推進

- 環境学習都市宣言の具現化を図るための市民参加による環境学習の推進
- 持続可能な社会を意識し、学校園の年間指導計画に基づいた特色ある環境学習の推進
- 各校区にある自然環境の特色を活かした体験学習の推進

② 防災学習の推進

- 防災訓練や災害に備えた防災学習を通して、災害に対する危機意識の醸成
- 学校園・家庭・地域が一体となった自助、共助を意識した防災活動の推進

③ 平和学習の推進

- 近代の日本や世界における戦争の歴史ならびに現状を踏まえた平和学習の推進
- 平和を誓うつどい、平和のよろこび展などを通じた平和の尊さを感じる市民意識の醸成

④ キャリア教育の推進

- 「キャリアパスポート^{※42}」を活用した小学校からの継続的なキャリア教育の推進
- 小学校での職業人講師を招いた「夢授業」や中学校での職場体験活動などを計画的に組み込んだ学習によるキャリア意識の醸成

⑤ 消費者教育の展開

- 貨幣流通がデジタル化する中での健全な金銭感覚の醸成
- 特殊詐欺、投資話、マルチ商法などの被害にあわないための消費者教育の充実
- 市民に向けた金融リテラシーの啓発



環境学習



平和学習

基本施策2 安全・安心に生き抜くための学びの支援

社会全体において、生活環境が大きく変化する中、気軽に悩みを相談できる体制整備を進めるとともに、自らがいのちの大切さを理解し、立ち直る力（レジリエンス）を強化するための教育を推進します。

現在、デジタル化が進み、インターネットやスマートフォンによるいじめやトラブルなど、子どもたちの抱える問題が複雑化、深刻化しています。

家庭・保護者の価値観が多様化している中、家庭教育、学校教育の重要性を保護者と学校が共有し、子どもたちの健やかな成長を育みます。また、関係部局が連携した教育を進め、親子の育ちを切れ目なくサポートする「こどもの育ち連携」を推進します。

さらに、長時間のスマートフォン使用における視力や集中力の低下、脳機能への影響に加え、SNS などを通じた犯罪に子どもが被害者、加害者にならないよう、子どもや保護者に対して、家庭での適正な使用に向けた指導や啓発を行います。

加えて、学校園で快適に教育を受けることができるよう計画的に施設の修繕などを図るとともに、昨今、子どもが被害者となる犯罪や交通事故などが発生していることから、登下校・登降園時に子ども自身が危険を回避できるよう意識の醸成を図ります。

【具体的な取組】

① 立ち直る力（レジリエンス）の強化

○認め合い、支え合う集団づくりを通じた自己肯定感の醸成

○OSOS の出し方に関する教育、いのちの大切さを学ぶ教育の推進

○こころアップタイムや子どもの健康度調査 QTA30^{※43} の活用などによるメンタルヘルス予防教育の推進

② こどもの育ち連携（価値観の多様化への対応、デジタル機器活用などのルールづくり、虐待防止など）の充実

○守山市こどもの育ち連携推進事業※44の推進

○家庭教育および学校園での学びの重要性についての保護者の認識向上

○SNS やゲームなどの適切な使用・家庭における指導の啓発

○関係機関やSC・SSWなどの専門的支援員と連携した虐待・ヤングケアラー※45の把握および支援

③ 教育環境の充実

○学校園施設の安全性の確保（老朽化対策、長寿命化対策などの取組）

○降園指導や園外保育における交通安全指導の実施

○学校、家庭、地域、関係機関などの協力による通学路の安全確保に向けた取組の充実

○避難訓練、不審者対応、交通安全指導などを通した子どもの危険回避能力を高める取組の推進



交通安全



ポスター作成（生徒会ザミット）

基本施策3 時代の変容に即した学びの推進

国により、未来社会の姿として、「Society5.0（超スマート社会）」が提唱されており、ビッグデータを踏まえた AI やロボットの活用による質の高い生活を送ることができると考えられています。AI やロボットに支配されるのではなく、一人ひとりの人間が中心となる社会の実現に向けて、未来で活躍できる人材を育成します。

また、将来予測されるデジタル化による複雑化、多様化する社会を生き抜けるよう、実社会との関わりを通した STEAM 教育や ICT を効果的に活用した授業を展開します。

さらに、グローバル社会を生き抜いていくため、英語教育の充実および国際理解教育の推進を図ります。

【具体的な取組】

① ICT を利活用した授業づくり

- 授業改善に向けた必然性のある ICT 利活用の研究の推進（守山モデル）
- 「AI 型ドリル教材^{※46}」を活用した基礎・基本の定着

② 英語教育の充実

- OALT^{※47}の配置による英語科教育の充実
- ハローイングリッシュプロジェクトによる幼児期からの英語教育の充実
- 教職員・保育者の英語力を高め、ICT(デジタル教科書など)を利活用した英語教育の推進

③ 国際理解教育の推進

- OALT、ゲストティーチャー、海外派遣・受入などの多国籍交流を通じての国際理解の向上
- お茶、生け花、書写、和楽器演奏などの体験による日本の伝統文化の価値の気づき

④ STEAM 教育の展開

- 民間企業や地域と連携した体験的な学習を通して、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成



ICT の利活用



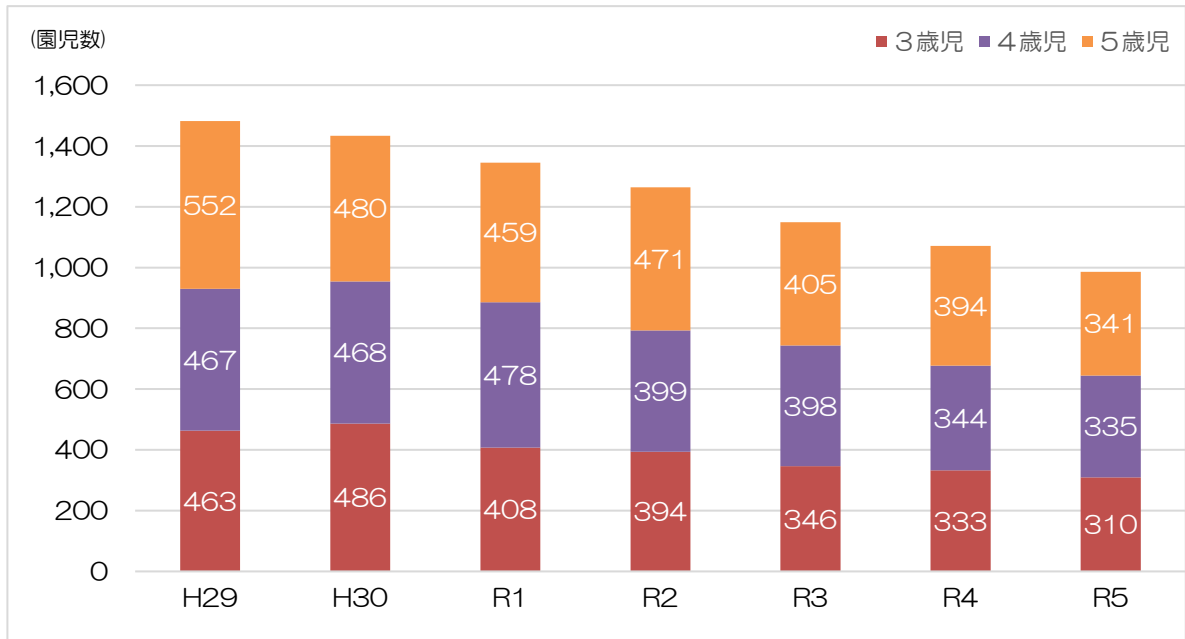
英語教育の充実

參考資料

1 データ集

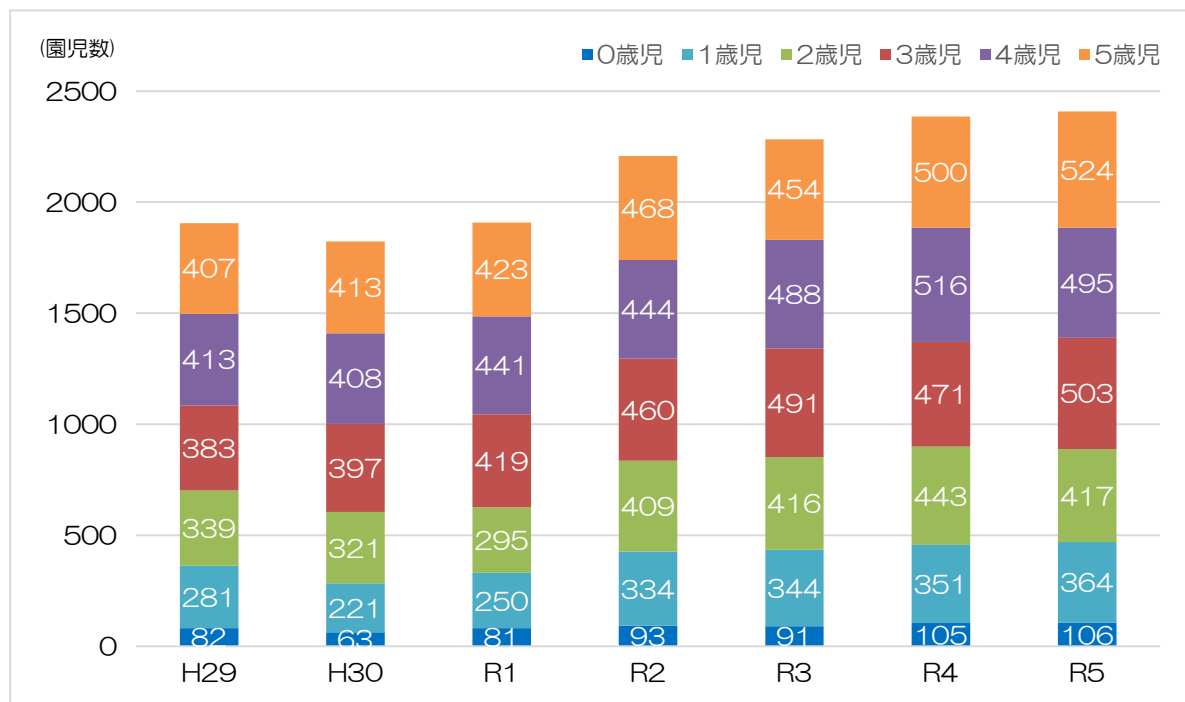
(1) 市内の園児数の推移

ア 幼稚園



※平成29年度から令和5年度までの7年間で66.5%減少している。

イ 保育園

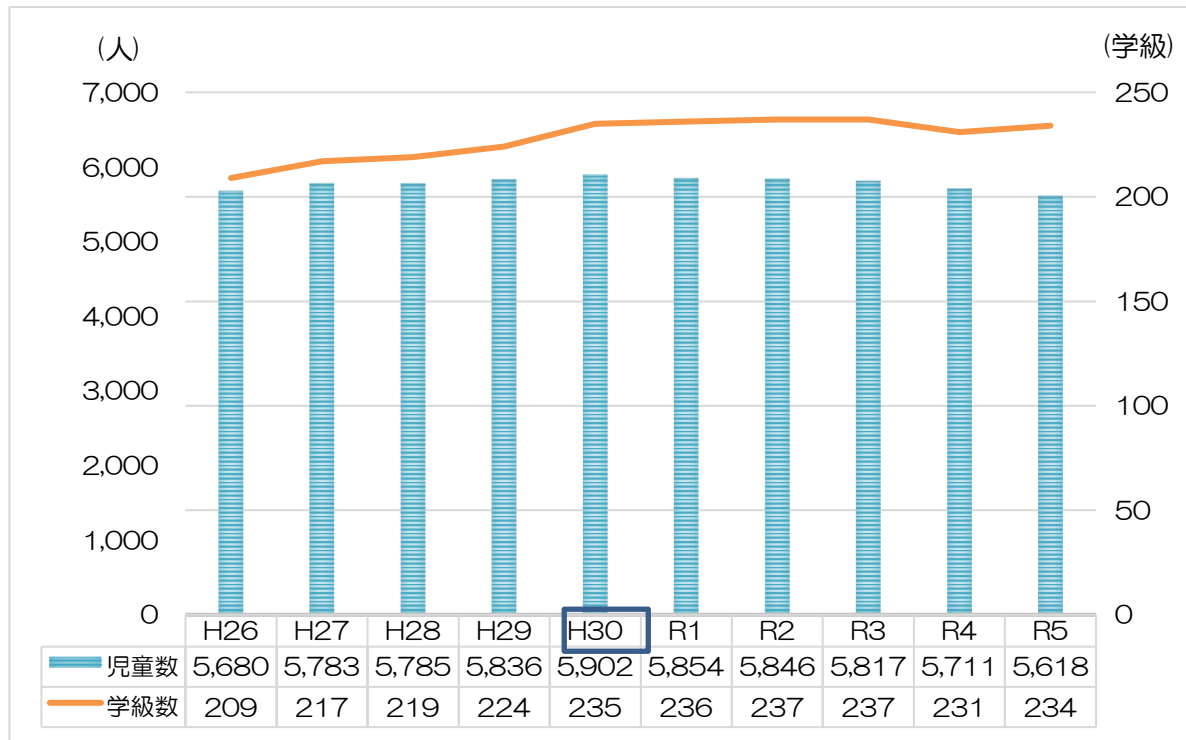


資料：守山市教育委員会調べ ※各年度4月1日時点

※平成29年度から令和5年度までの7年間で26.5%増加している。

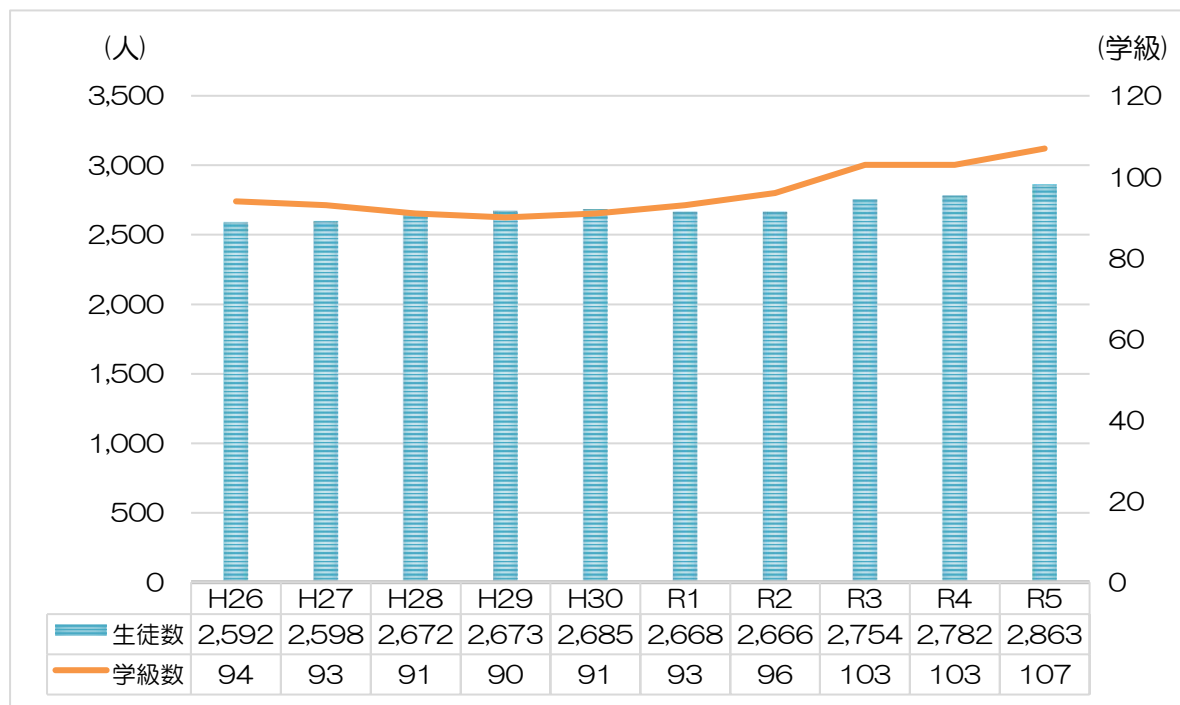
(2) 小学校、中学校の児童・生徒数、学級数の推移

ア 小学校



※児童数は、平成 30 年度をピークに、減少に転じている。

イ 中学校

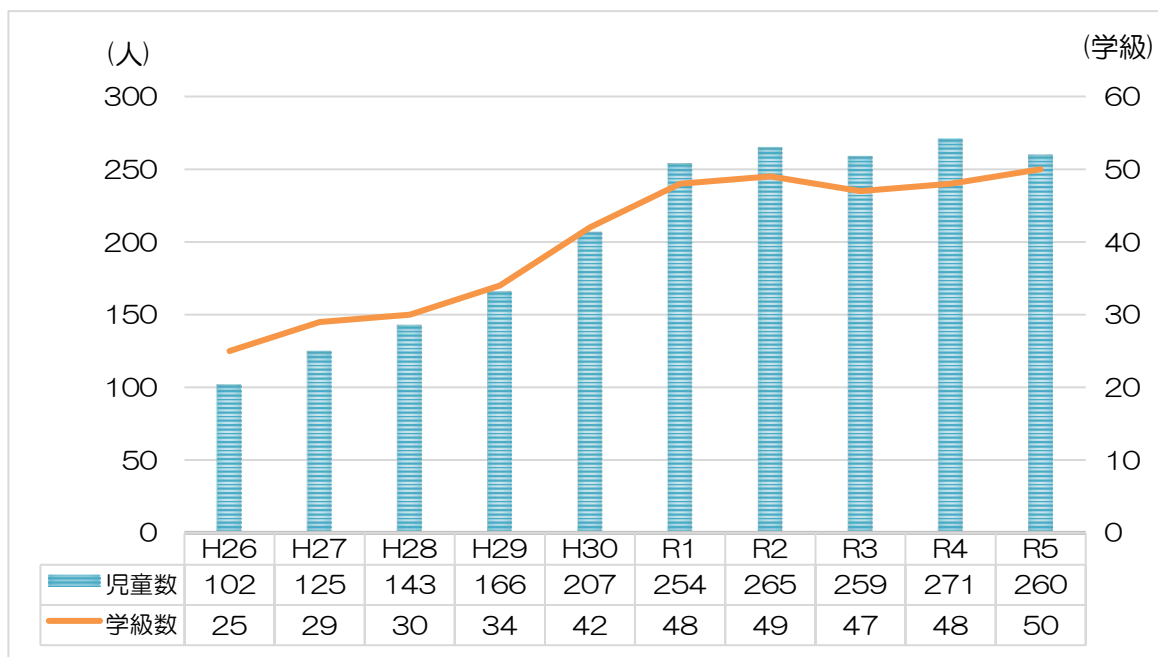


資料：守山市教育委員会調べ ※各年度4月1日時点

※生徒数は増加傾向であるが、児童数が減少しており、今後減少に転じることが予測される。

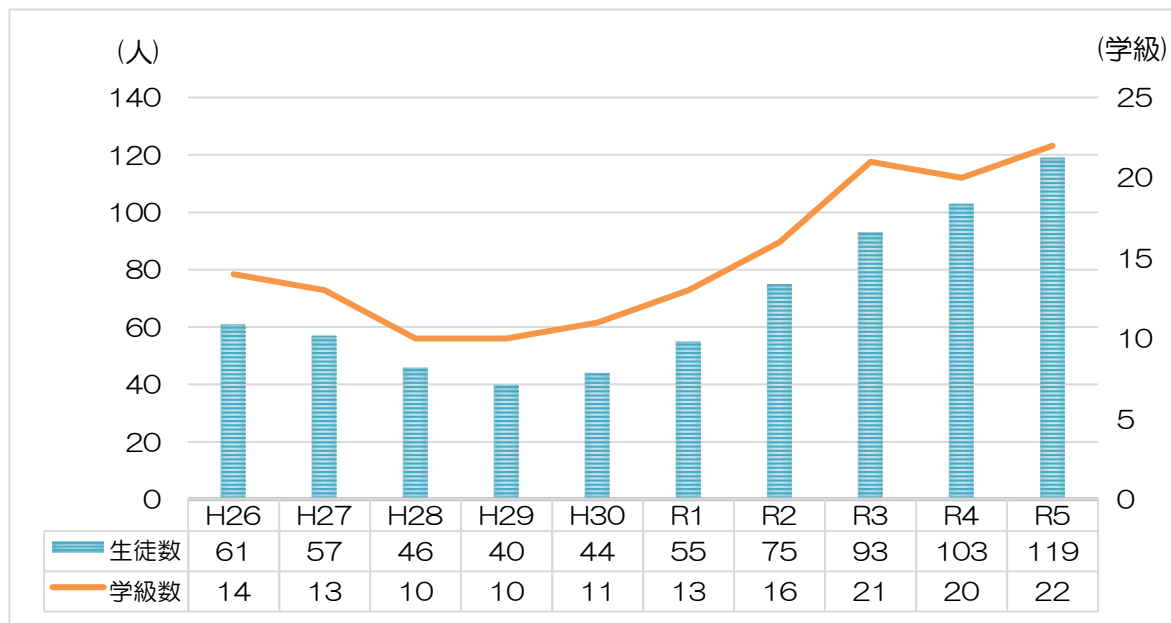
(3) 特別支援学級の児童生徒数、学級数の推移

ア 小学校



※平成 26 年度から令和元年度までは増加しており、令和 2 年度以降は年度ごとに増減はあるが、横ばいである。

イ 中学校

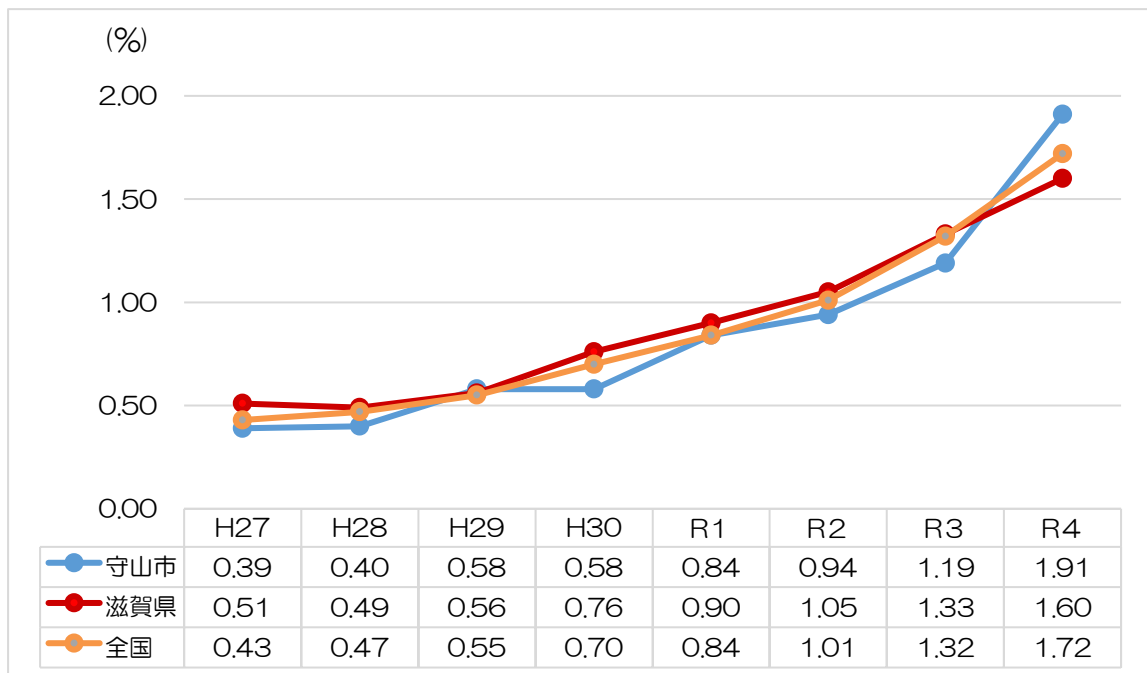


資料：守山市教育委員会調べ ※各年度 4 月 1 日時点

※平成 26 年度から平成 29 年度にかけて減少していたが、平成 29 年度より年度ごとに増加している。

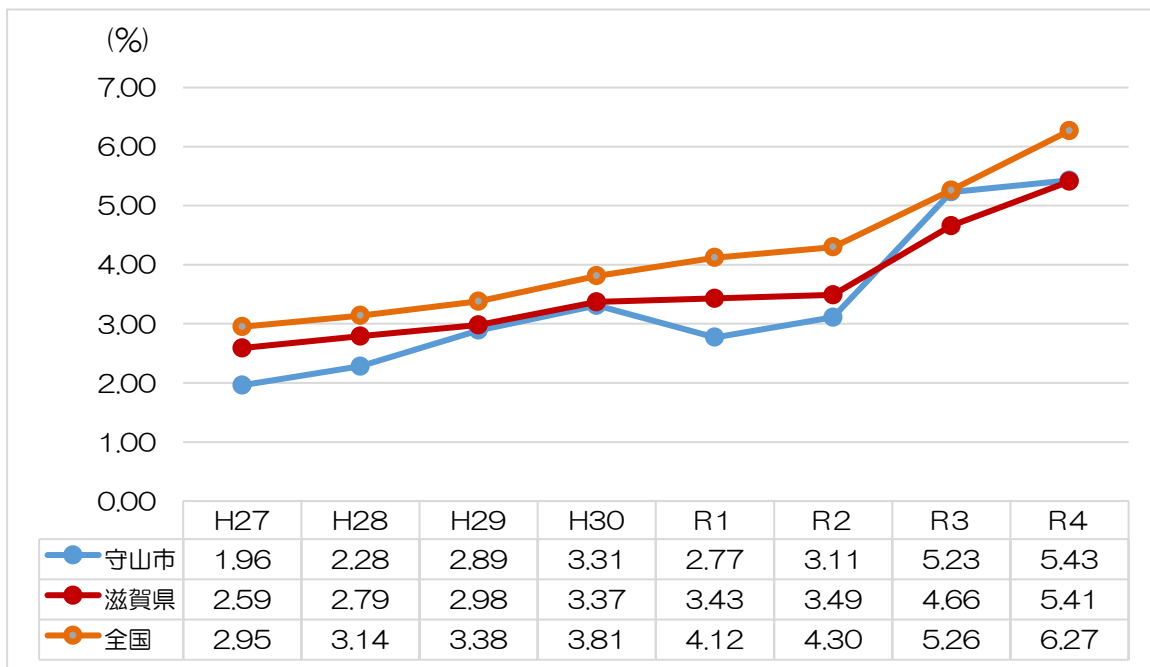
(4) 不登校（年間30日以上欠席）の児童生徒数の推移

ア 小学校



※全国、滋賀県、市共に増加傾向であり、令和4年度には、市の数値が全国、県を上回った。

イ 中学校

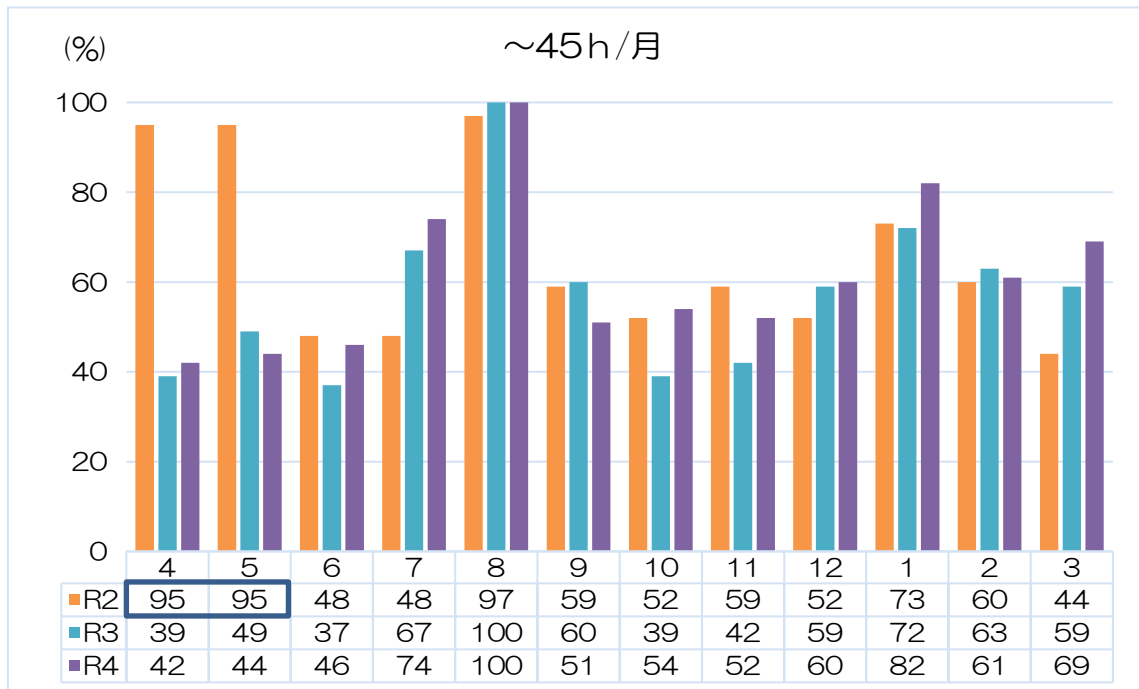


資料：滋賀県教育委員会・守山市教育委員会調べ ※各年度4月1日時点

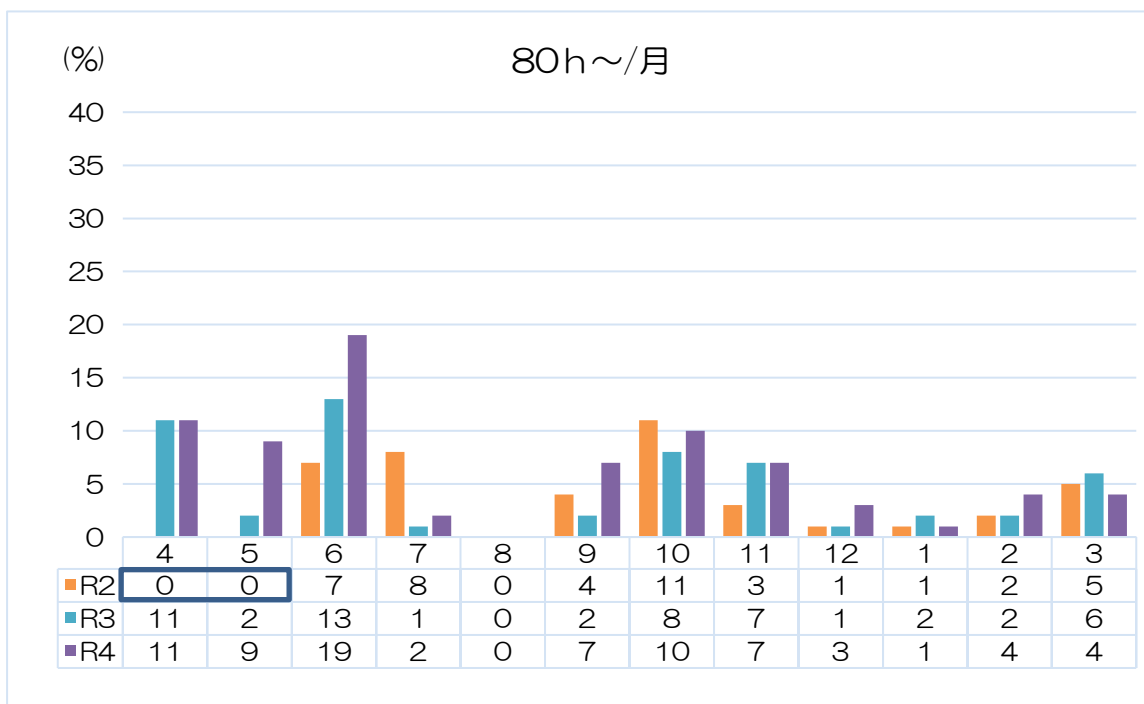
※小学校と同様に、全国、滋賀県、市共に増加傾向であり、市は全国、県より割合は低くなっているが、令和3年度は、全国と同程度となった。

(5) 教職員の勤務時間の推移

ア 小学校



※全教職員の割合(%)

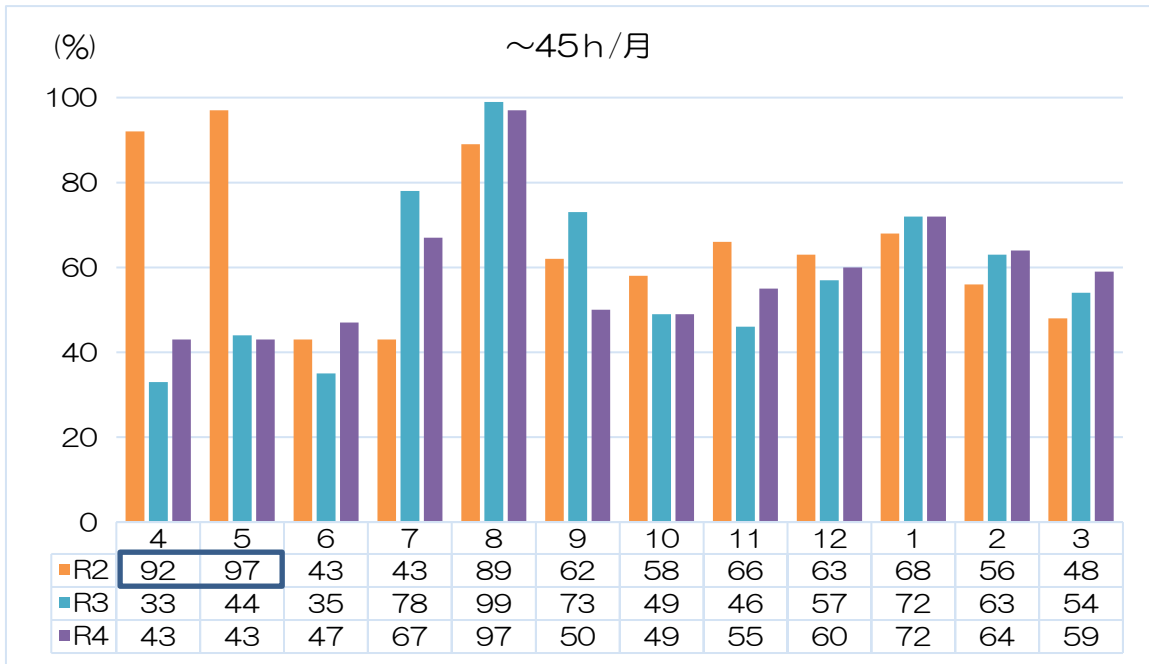


※全教職員の割合(%)

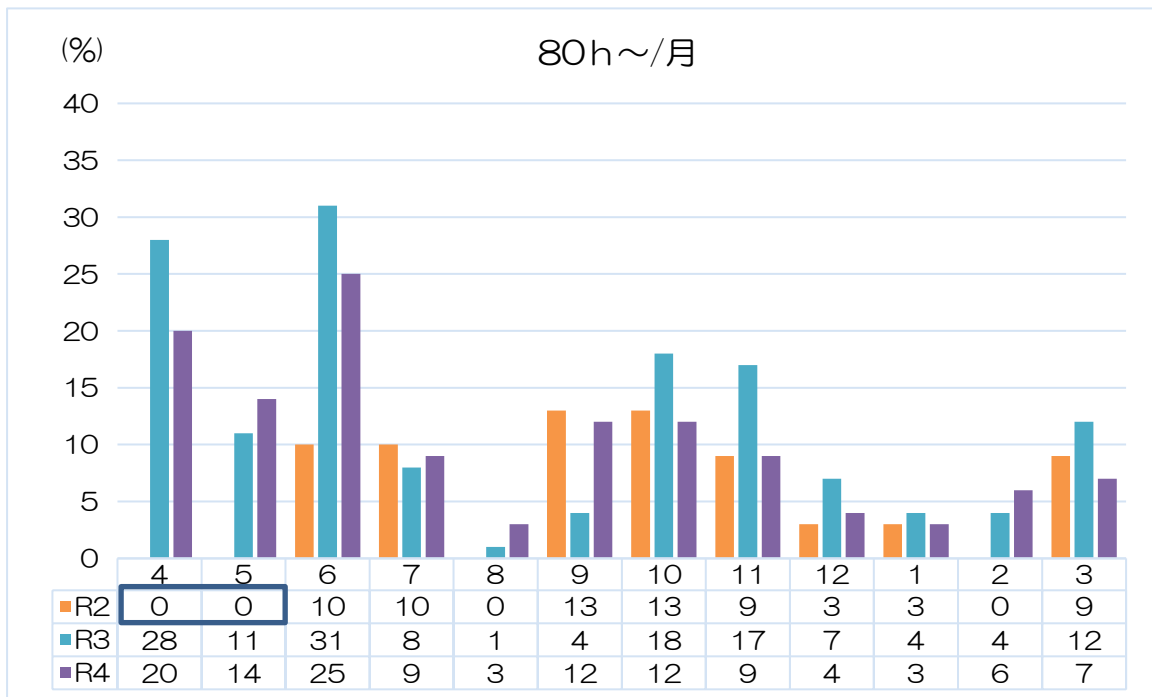
資料：守山市教育委員会調べ ※各年度4月1日時点

※令和2年4月、5月については、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言発令により、休校となったことから、勤務時間外が少なくなっている。

イ 中学校



※全教職員の割合 (%)



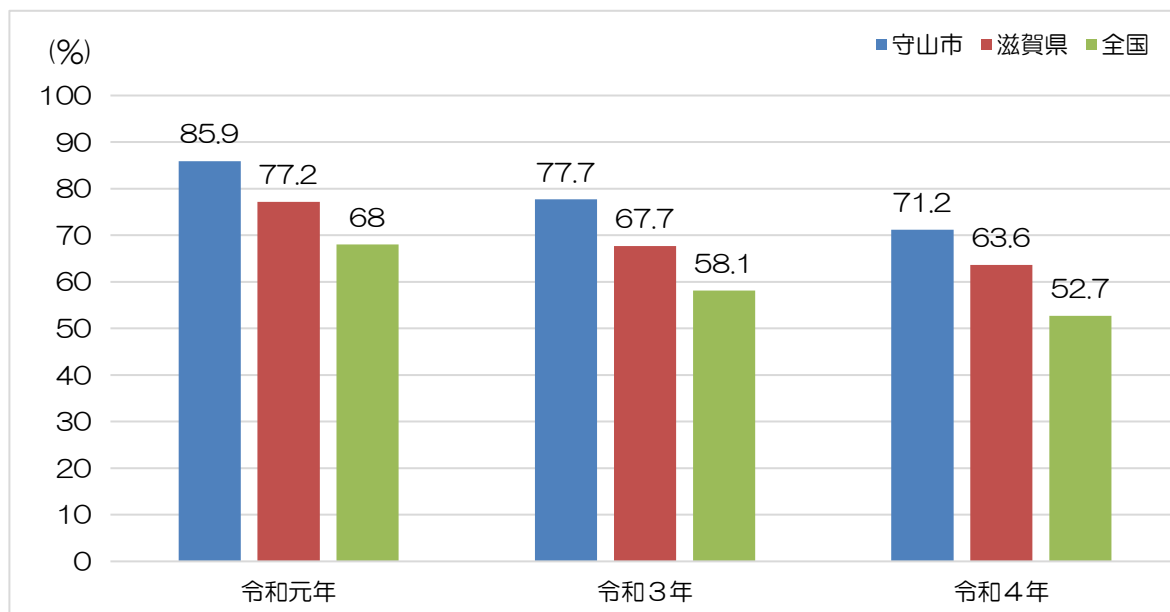
※全教職員の割合 (%)

資料：守山市教育委員会調べ ※各年度4月1日時点

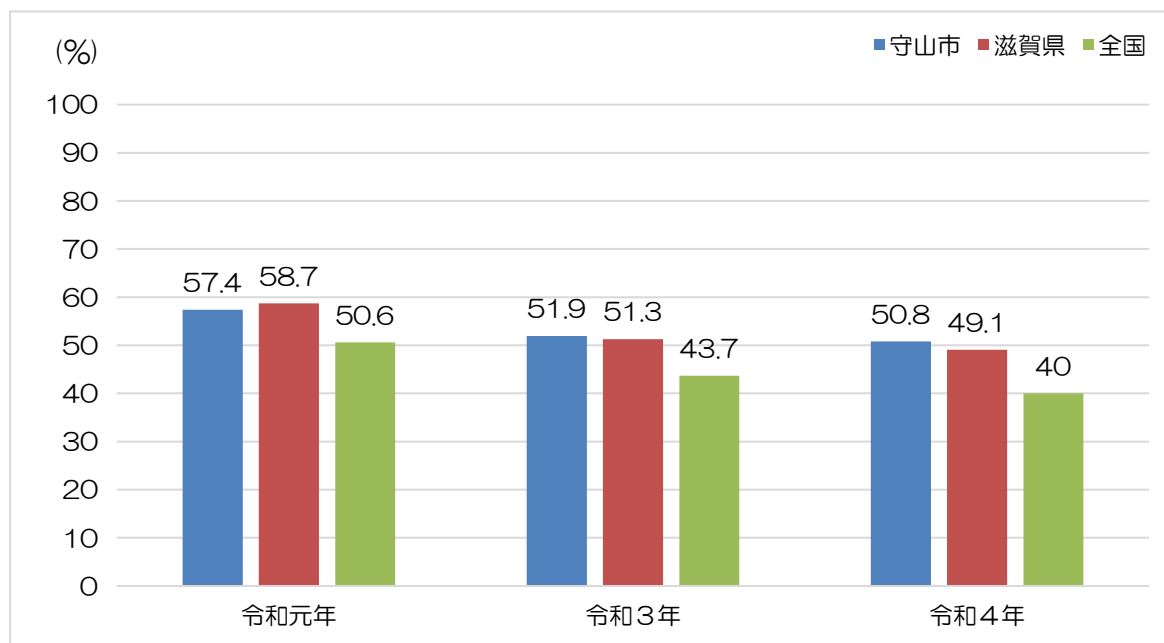
※小学校と同様に、令和2年4月、5月については、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言発令により、休校となったことから、勤務時間外が少なくなっている。

(6) 今住んでいる地域の行事に参加している割合の推移

ア 小学校



イ 中学校



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、未実施

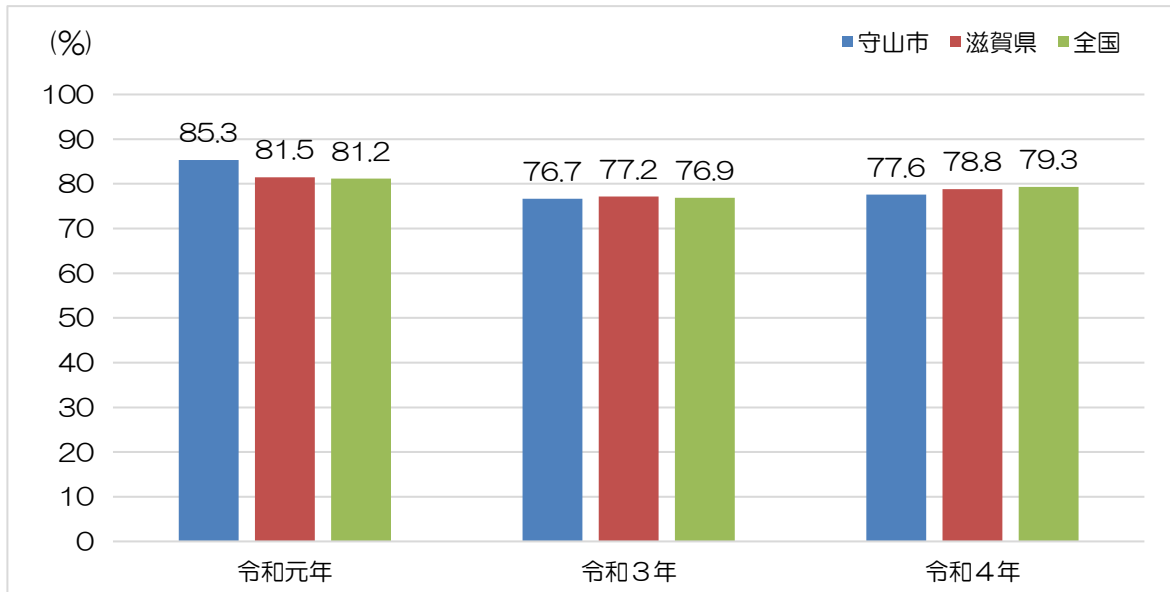
※小学校と中学校の比較では、中学校の参加率が低くなっている。

小学校および中学校とも、令和元年度から令和4年度にかけて、参加率が減少している。

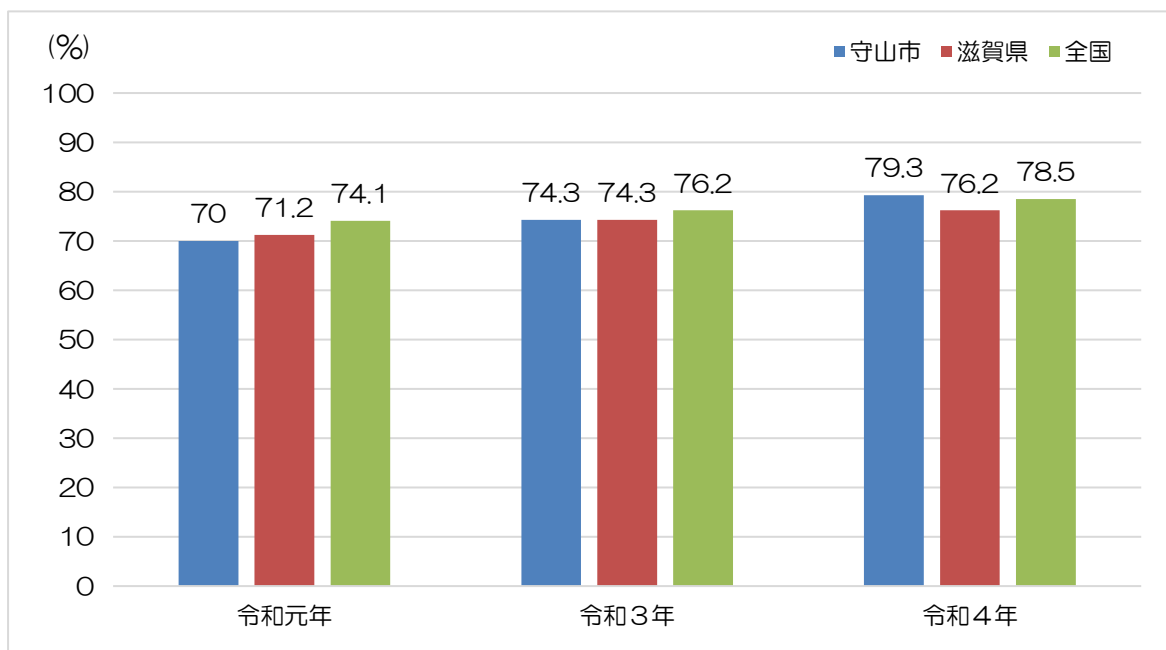
守山市は、滋賀県、国より基本的に高い数値を示している。

(7) 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の推移

ア 小学校



イ 中学校



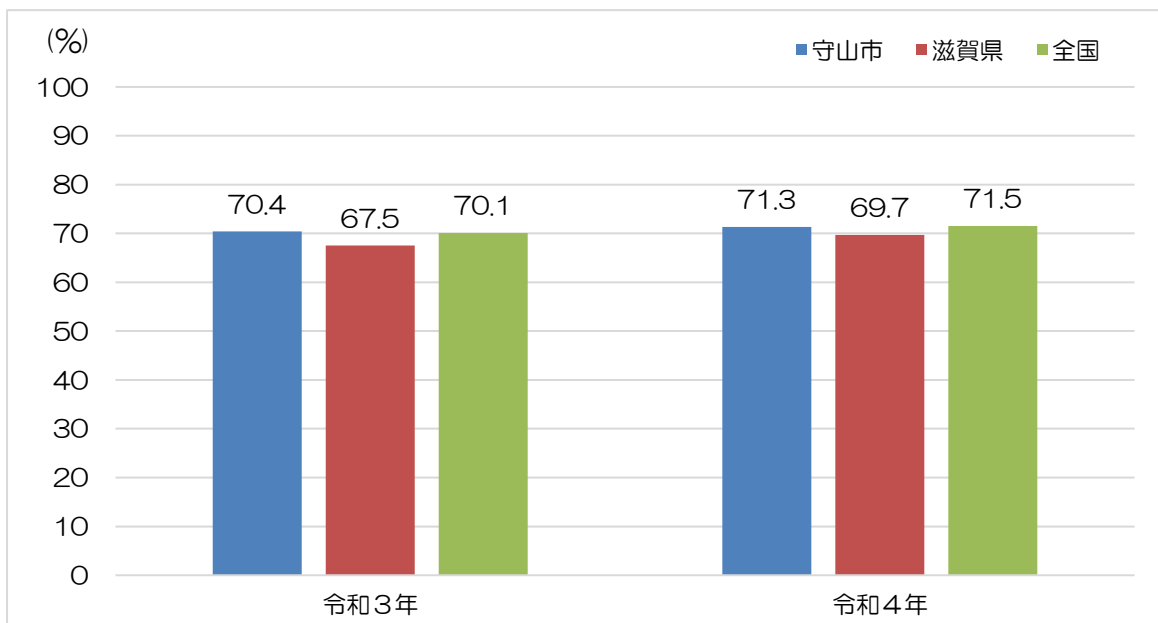
資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、未実施

※年度によって、数値の増減はあるが、小学校・中学校とも、守山市は滋賀県、全国より低い数値を示している。

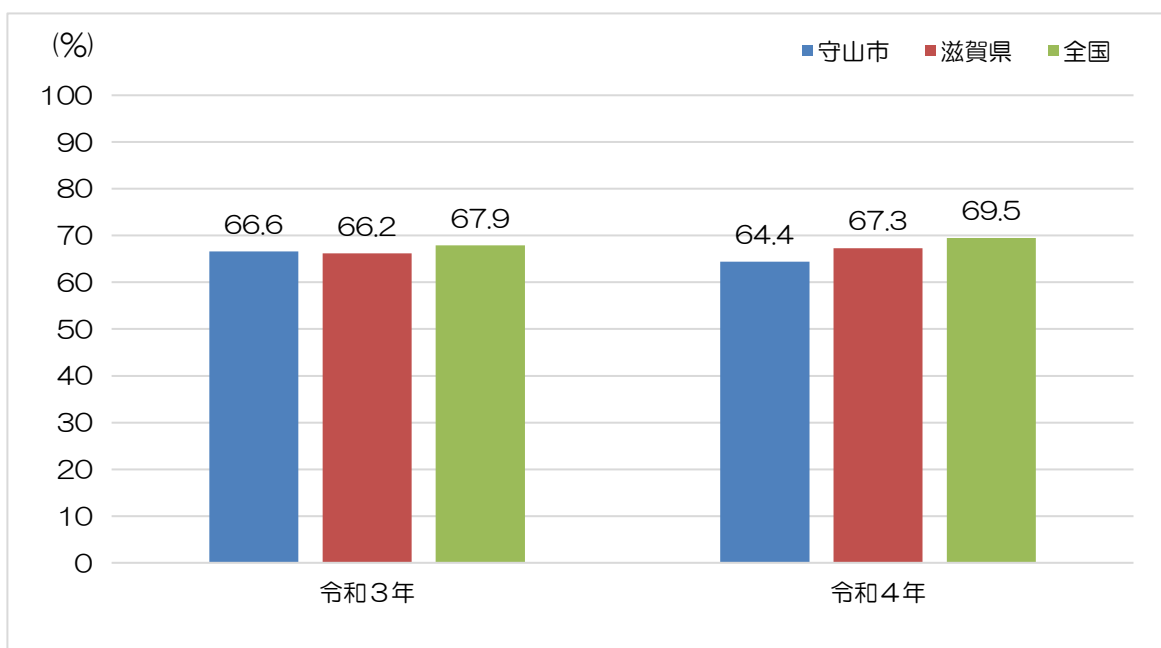
小学校と中学校の比較では、大きな数値の乖離はない。

(8) 携帯電話・スマートフォンやコンピュータの使い方について、家の人と約束したことを守っている児童の割合の推移

ア 小学校



イ 中学校



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」
※令和3年度から調査開始項目

※小学校は、令和3年度から令和4年度にかけて、数値が上がっており、滋賀県より高い数値を示している。

中学校は、令和3年度から令和4年度にかけて、数値が下がっており、滋賀県、全国より低い数値となっている。

2 用語集

<p>※1 DX</p>	<p>「Digital Transformation」の略 トランスフォーメーションとは、変化、変容を意味し、IT（情報技術）の浸透が、人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること</p>
<p>※2 新型コロナウイルス感染症（COVID - 19）</p>	<p>令和元（2019）年12月に中国で初めて報告され、世界的な流行を見せ、発熱、鼻水、喉の痛み、せきなどの呼吸器症状や、嗅覚異常や味覚異常といった症状が表れ、高齢者や基礎疾患などがある人は重症化のリスクが高くなるとされている。</p>
<p>※3 ウェルビーイング</p>	<p>幸福で充実した人生を送るために必要な心理的、認知的、社会的、身体的な働きと潜在能力 一人ひとりと社会全体が、現在から将来にわたって幸せで満ち足りた状態</p>
<p>※4 発達特性</p>	<p>一人ひとりの発達過程で生じるこだわりの強さや対人関係の苦手さなど</p>
<p>※5 自尊感情</p>	<p>自分自身を価値ある存在であると感じる感覚であり、自分自身を大切に思える気持ち</p>
<p>※6 青少年赤十字</p>	<p>学校園等で組織され、児童生徒が世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、実践活動を通じて、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」、態度目標である「気づき、考え、実行する」の精神を受け継ぎ、様々な活動を学校教育の中で展開している。 なお、1922年（大正11年）に、守山市立守山小学校の前身、守山尋常高等小学校で、全国で先駆けて青少年赤十字団（JRC）が結成された。</p>
<p>※7 特別活動</p>	<p>望ましい集団活動を通して、より良い生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度の育成とともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を活かす能力を養う教科外の活動</p>

※8 OJT	「On—the—Job Training」の略 職場での実践を通じて、業務知識を身に付ける育成手法
※9 守山式授業ベーシックステップ	子どもに身に付けさせたい力を明確にし、単元や授業のゴールをイメージした授業づくりで、ポイントとなる「めあて」「探究・追究」「振り返り」の頭文字である「めたふ」を合言葉にして取り組む守山市で実施している授業モデル
※10 ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味、学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方
※11 小1プロブレム	保育園・こども園・幼稚園から小学校に入学した際に生じる新しい環境に順応できない問題
※12 中1ギャップ	小学校から中学校に進学した際の心理や学問、文化的なギャップ
※13 保育園・こども園・幼稚園・小学校・中学校（校種間）の円滑な接続	「小1プロブレム」や「中1ギャップ」を解決するため、保育・幼児教育と小学校・中学校教育をつなぐ取組
※14 部活動の地域移行	教職員の働き方改革や生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校と地域（スポーツ団体、保護者、民間事業者など）が、協働・融合したスポーツ環境整備への移行（国の目標設定：令和5年度から3年後の令和7年度を目途としている。）
※15 青年団	地域に暮らす若者が文化活動やボランティア活動などを通して青年の生活を高めることを目的とする団体

※16 キャリア教育	子どもたち一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育
※17 消費者教育	悪質商法による被害や多重債務など消費生活に関する社会問題が深刻になっている中、児童生徒の発達段階を踏まえ、一人ひとりが自立した消費者として、安心して豊かな消費生活を営むことができるようにするための教育
※18 レジリエンス	つらい体験や不利な環境に上手く対応する力、精神的に落ち込んだ状態から立ち直る力
※19 こどもの育ち連携	子どもが生活する環境（家庭、学校園、地域）や成長する過程（ライフステージ：妊娠期、乳幼児期、学齢期）における子育て支援について、保健、福祉、教育分野が縦割りではなく、連携した取組を進め、次世代を担う子どもの育ちを推進していく取組
※20 SNS	「Social Networking Service」の略 登録された利用者同士が交流できる WEB サイト(ホームページのサービスを提供しているシステムやサーバー)の会員制サービス
※21 ChatGPT	GPT とは「Generative Pre-transformer」の略 米国の企業が開発した人工知能(AI)を使ったチャットサービスで、人間の質問に対して、自然でクオリティの高い回答をする。 メールの作成、詩や小説、表計算ソフトの関数を作成、プログラミングも可能であるが、セキュリティや情報の信憑性などの課題もある。
※22 ICT	「Information and Communication Technology」の略 インターネットやパソコンなどの情報通信機器を用いて行う SNS やメール、チャット、Web 会議システムなどコミュニケーションを実現する技術
※23 Society5.0 (超スマート社会)	仮想空間と現実社会を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会

※24 STEAM 教育	「Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学&）Arts（芸術） Mathematics(数学)」の略 5つの領域を横断して学び、実社会の問題を発見する力や解決する力を育む学習
※25 校内教育支援センター（SSR）	「Special Support Room（スペシャルサポートルーム）」の略 学校には登校できるが、自分のクラスに入れない時や気持ちを落ち着かせたい時に利用できる学校内の空き教室等を活用した部屋
※26 やすらぎ支援相談員	守山市教育員会独自で採用しており、学校での別室から教室復帰を目指す児童生徒の学習支援や学校・家庭生活等の悩みを聞き、支援などを行う教育支援員
※27 個別支援計画	特性のある児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業まで教育的支援を行うために作成される計画
※28 インクルーシブ教育	障がいのある者とない者がともに学ぶ仕組み
※29 特別支援担当	特別な支援を必要とする子どもに対して配置され、その発達特性に応じた支援を行う者
※30 いきいき支援員	守山市教育員会独自で採用しており、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学校生活、学習活動上での個々の困難さを軽減できるようきめ細やかな支援を行う教育支援員
※31 守山市保育園 認定こども園 幼稚園 幼児教育・保育カリキュラム	保育園・こども園・幼稚園共通となる0歳児から5歳児までの教育・保育カリキュラム 教育・保育のねらいや内容を示し、守山市の教育・保育の質を向上するために作成されたもの
※32 健やかタイム	各小学校が地域や学校の実態に応じた運動のプログラムを作成し、長休みや昼休み等を実施するよう滋賀県教育委員会が進めている取組

※33 教員支援 アドバイザー	守山市教育委員会独自で採用しており、長年の教職経験を活かし、若手教職員に対して、資質向上を図るための指導・支援を行う者
※34 教育・保育指導員	守山市教育委員会独自で採用しており、長年の教育・保育経験を活かし、保育者の資質向上を図るため、各ステージに応じた指導を行う者
※35 幼児期の終わりに まで育てほしい 姿（10の姿）	幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼児教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿 ①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会生活との関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重 ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現 (ただし、到達目標ではない)
※36 架け橋プログラム	校園関係者が連携し、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間（架け橋期）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、子どもに学びや生活基盤の育成を目指す取組
※37 SC	「School Counselor」の略 臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で児童や生徒、保護者、教職員に相談・支援を行う専門的な職員 具体的には、児童・生徒へのカウンセリングや教職員、保護者の相談に乗り、専門的見地からの助言を行う。
※38 SSW	「School Social Worker」の略 福祉の専門性を持ち、学校現場において、日常生活での課題を解決するための支援を行う専門的な職員 具体的には、児童・生徒の心身の健康など幅広い問題に対して支援を行うとともに、保護者への支援、学校・自治体への働きかけなどを行う。
※39 スクールロイヤー	学校で発生する様々な問題について、子どもの利益を念頭において、法律の見地から学校に助言する弁護士

※40 P T A	<p>「Parent-Teacher Association」の略（保護者と教師からなる団体）</p> <p>保護者と教師が協力し、子どもの成長をサポートすることを目的とする団体</p>
※41 青年活動	<p>青年による学習活動、ボランティア活動、スポーツ・レクリエーション活動、文化活動、自然体験活動に加え、まちづくり活動への参加や国際的な交流活動など多岐にわたる活動</p>
※42 キャリア パスポート	<p>小学校1年生から自らの学習状況やキャリア形成を見通し、振り返り、自分自身の変容や成長を自己評価し、蓄積していく記録</p>
※43 Q T A 30	<p>「Questionnaire for Triage and Assessment with 30 items」の略（子どもの健康度調査）</p> <p>QTA30（子どもの健康度調査）は、子ども自身が記入する自記入式の質問表</p> <p>子どもが心理社会的ストレスを生ずると精神症状よりも身体症状（頭痛、腹痛、食欲不振、嘔吐、立ちくらみ、不眠など）が現れやすいことを考慮し、他の一般的な質問紙と比べて身体症状に関する質問の割合が多い。</p>
※44 守山市こどもの 育ち連携推進事業	<p>保健、福祉、教育など各分野が連携し、子どもの成長段階に応じた妊娠前から学齢期まで切れ目のない親子の育ちを重層的に支援する取組（柱1：守山版ネウボラの推進（妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート）、柱2：妊娠期からのシームレスな親子教育の推進、柱3：効果的な子育て情報の発信、柱4：幼保小中の一貫した教育の推進）</p> <p>ネウボラ（NEUVOLA）：フィンランド語でネウボ（neuvo）＝アドバイス、ラ（la）＝場所という意味</p>
※45 ヤングケアラー	<p>本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども</p>
※46 AI型ドリル教材	<p>習熟度に合わせて問題をAIが判断・出題し、学校や家庭における学習に活用できるオンライン教材</p>
※47 A L T	<p>「Assistant Language Teacher」の略（外国語指導助手）</p> <p>外国語が母語である外国語指導助手のことで、子どもたちの英語の発音や国際理解教育の向上を目的として授業を補助する役割を担っている。</p>

3 関係法令条文抜粋

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了議、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

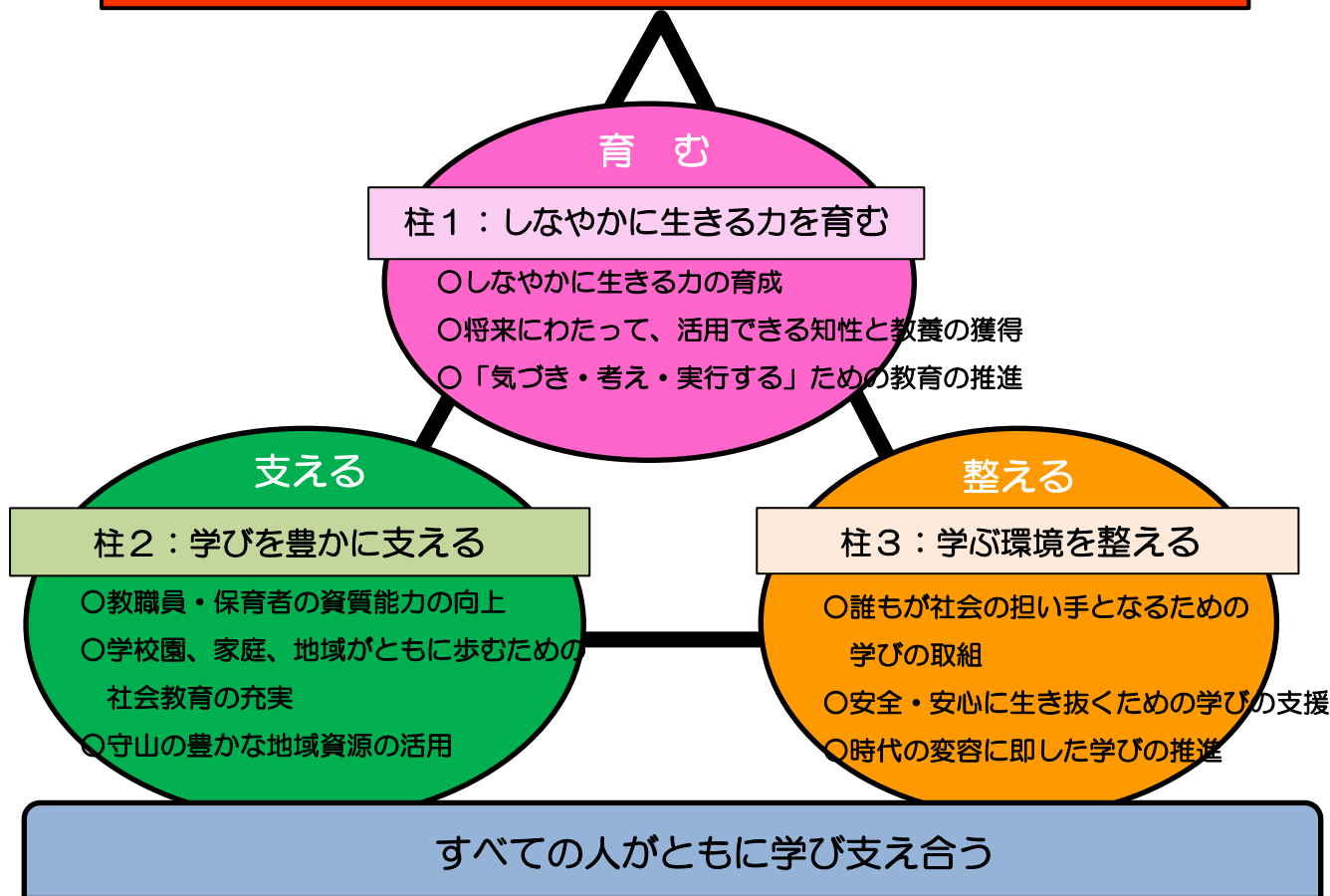
9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し、必要な事項は、総合教育会議が定める。

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

基本理念：心豊かで、しなやかに生き抜く人づくり
※お互いの価値観を大切にしつつ、変化に柔軟に対応できる人づくりを目指す。



第3期守山市教育行政大綱

発行年月：令和6年4月

発行：守山市・守山市教育委員会